

質問書に対する回答 1

件名	東関東自動車道 行方 P A諸設備詳細設計
----	-----------------------

番号	質問箇所	質問事項	回答（発注者使用欄）
1	特記仕様書 別紙-1（通信設備）及び金抜設計書について	<p>CCTV設備設計（明り部用）について、施設工事調査等積算基準第20章 2.基本歩掛 2-2 明り部の設備では、「基本歩掛け、1台を標準として算定したもの」となっており、カメラ配置の設計の「箇所」は、カメラ1台当たりと理解しております。</p> <p>本設計は、カメラ配置の設計は金抜設計書及び特記仕様書 別紙-1では、数量は「1箇所」となっています。</p> <p>行方PAの対象エリアを経済的かつ効率的にカメラで監視するには、複数台が必要と思われます。</p> <p>以上から、カメラの設置位置及び台数について検討し、設計を行っていくのでしょうか。また、数量変更の場合は設計変更で対処することになるのでしょうか。</p>	<p>カメラの設置位置及び台数については記載の通りです。</p> <p>数量変更の場合は、特記仕様書1-12「業務履行中の変更等」により、設計条件の変更が生じた場合は監督員と協議し、設計変更として取り扱うものとします。</p>
2	特記仕様書 別紙-2 設計項目表（通信設備）について	<p>電力系遠方監視制御設備設計の(5)「機器配置及び室内広さの設計」について、施設工事調査等共通仕様書 4-28-10 機器配置及び室内広さの設計に記載されている「機器間配線ケーブルの対数及び芯線数」は、設計項目表の欄が記載されていません。</p> <p>「機器間配線ケーブルの対数及び芯線数」は本設計の対象外ですか。</p>	<p>特記仕様書別紙-2設計項目表（通信設備）に記載の通り、「機器間配線ケーブルの対数及び芯線数」は本設計の対象外です。</p>
3	特記仕様書 別紙-2 設計項目表（通信設備）について	<p>防災拡声放送設備設計の(5)「制御方式の設計」について、金抜設計書及び特記仕様書 別紙-1には「2箇所」と記載されていますが、別紙-2には設計対象の○が記載されていません。</p> <p>(イ)～(亥)のいずれが本設計の対象ですか。</p>	<p>金抜設計書及び特記仕様書別紙1の記載に誤りがありました。</p> <p>特記仕様書別紙2が正となります。上記について、交付図書を訂正します。</p>
4			
5			